道と接続する地点に交差点（以下「大木交差点」という。）が計画されている。しかしながら、大木交差点が設置された場合には、徳島南環状道路へ流入する車両が現道に滞留し、新たな交通混雑が引き起こされるなど、現道の安全かつ円滑な交通が阻害されるおそれがあることから、右左折車線の設置による直進車線での右左折車両の滞留の防止や交差角度を改善するための線形を改良するなど現道の整備が急務となっている。

さらに、本件区間には徳島市交通局運行の六地蔵バス停留所があるが、現道は交通量が多いうえに片側一車線でバス停車帯が設置されておらず、バスが車道上に停車すると、追い越し禁止区間となっていることから、後続の車両が停滞するなど渋滞の一因となっており、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、右左折車線、自転車歩行者道及びバス停車帯を備えた２車線の現道拡幅並びに４車線のバイパス道路が整備されることにより、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、自動車と歩行者等の交通が分離されることとなり、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は平成22年３月に任意で調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔が確認されているが、営巣は確認されておらず、本件事業実施後も周辺に生息環境を広く残すこととなるため、影響は軽微であると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが試掘調査の結果、徳島県教育委員会より工事の施行について問題ないとする旨の回答がなされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づき、２車線の現道拡幅並びに４車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、起業者において現道拡幅及び東側バイパス併用案（以下「申請案」という。）のほか、東側バイパス案、西側バイパス及び東側バイパス併用案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、現道拡幅区間が長く、通行車両などへの安全対策が必要となるものの、取得必要面積が最も少なく工事規模も小さくて済むこと、工事内容も容易であること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、道路幅員が狭小で自動車交通量が多く、朝夕の通勤・通学時間帯には交通混雑が発生しており、加えて、自転車歩行者道が設置されておらず歩行者等が危険にさらされていることから、できるだけ早期にこのような状況の緩和を図る必要があると認められる。

また、徳島県内の本路線沿線自治体の長からなる国道438・439号並びに主要地方道山城東祖谷山線改良促進期成同盟会より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所

## ○北海道開発局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十五日

北海道開発局長　高松　泰

その関係図面は、平成二十三年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 後変別更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道苫前郡羽幌町北町一四六番一から同町北町二一番まで | 後前 | 二二四・〇〇メートル<br>二二〇・〇〇メートル | 〇〇キロメートル<br>一一〇〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 後変別更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道沙流郡日高町字三岩一番七地内 | 後前 | 一二二・〇〇メートル<br>〇〇メートル | 〇〇キロメートル<br>九九九メートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 後変別更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡湧別町芭露一六九六番一から同町芭露一〇番まで | 後前 | 二二六・〇〇メートル<br>六六九・〇〇メートル | 〇〇キロメートル<br>二二メートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

| 区間 | 後変別更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道苫前郡羽幌町北町一四六番一から同町北町二一番まで | 後前 | 二二四・〇〇メートル<br>二二〇・〇〇メートル | 〇〇キロメートル<br>一一〇〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 後変別更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道沙流郡日高町字三岩一番七地内 | 後前 | 一二二・〇〇メートル<br>〇〇メートル | 〇〇キロメートル<br>九九九メートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 後変別更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡湧別町芭露一六九六番一から同町芭露一〇番まで | 後前 | 二二六・〇〇メートル<br>六六九・〇〇メートル | 〇〇キロメートル<br>二二メートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号